

取引所株価指数証拠金取引に関する業務規程の特例

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、取引所株価指数証拠金取引について、業務規程の特例を規定する。

2 この規則に定めのないものについては、業務規程に定めるところによるものとする。

3 第2章の変更は、自主規制委員会の同意を経て行う。

(平成29年6月9日 変更)

(用語の意義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 売付取引とは、本取引所の定める基準及び方法により、現実数値（将来の一定の時期における現実の金融指標の数値等をいう。次号において同じ。）が約定価格（当事者があらかじめ金融指標として約定する数値をいう。以下同じ。）を下回ったときに、業務方法書に定める金利相当額及び配当相当額を除く株価指数差金の数額が正の数となり、上回ったときに負の数となる取引所株価指数証拠金取引をいう。
- (2) 買付取引とは、本取引所の定める基準及び方法により、現実数値が約定価格を上回ったときに、業務方法書に定める金利相当額及び配当相当額を除く株価指数差金の数額が正の数となり、下回ったときに負の数となる取引所株価指数証拠金取引をいう。
- (3) 呼び値とは、取引所株価指数証拠金取引を成立させるためになす価格の限度の意思表示をいう。
- (4) マーケットメイカーとは、第11条の定めるところにより、取引所株価指数証拠金取引に係る呼び値を継続的に提示し、当該呼び値及び当該呼び値に係る数量に基づき取引を履行する義務に基づき業務を行う株価指数証拠金取引参加者等をいう。
- (5) 非マーケットメイカーとは、マーケットメイカーとしての義務に基づかず業務を行う株価指数証拠金取引参加者等をいう。
- (6) マーケットメイク売呼び値とは、マーケットメイカーがマーケットメイカーとして売付取引をなそうとするときの価格の限度の意思表示をいう。
- (7) マーケットメイク買呼び値とは、マーケットメイカーがマーケットメイカーとして買付取引をなそうとするときの価格の限度の意思表示をいう。
- (8) マーケットメイク呼び値とは、マーケットメイク売呼び値及びマーケットメイク買呼び値をいう。

- (9) 非マーケットメイク売呼び値とは、マーケットメイク売呼び値でない売呼び値をいう。
 - (10) 非マーケットメイク買呼び値とは、マーケットメイク買呼び値でない買呼び値をいう。
 - (11) 非マーケットメイク呼び値とは、非マーケットメイク売呼び値及び非マーケットメイク買呼び値をいう。
 - (12) マーケットメイク方式とは、第 22 条に定めるところにより、マーケットメイク呼び値と非マーケットメイク呼び値を対当させ、当該マーケットメイク呼び値と当該非マーケットメイク呼び値との間に取引を成立させる方式をいう。
 - (13) 休業日とは、取引所株価指数証拠金取引の種類に応じ、第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する日をいう。
 - (14) 営業日とは、取引所株価指数証拠金取引の種類に応じ、第 7 条に規定する日をいう。
 - (15) 取引日とは、取引所株価指数証拠金取引の種類に応じ、第 8 条に規定する日をいう。
 - (16) 銀行営業日とは、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 15 条第 1 項の規定による銀行の休日を除く日とする。
 - (17) 付合せとは、第 22 条に規定する個別競争取引により、マーケットメイク呼び値と非マーケットメイク呼び値との間に取引を成立させることをいう。
 - (18) プレオープン時間帯とは、第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号に規定する、付合せを行わない呼び値の受付時間帯をいう。
 - (19) 付合せ時間帯とは、第 5 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号に規定する、付合せを行う時間帯をいう。
 - (20) 株価指数証拠金取引参加者等とは、株価指数証拠金取引参加者及び株価指数証拠金遠隔地取引参加者をいう。
 - (21) 外国金融商品市場とは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいう。
- 2 この規則における時刻の表示は、日本標準時によるものとする。
 - 3 この規則における月日及び曜日の表示は、日本の暦によるものとする。

（平成 26 年 9 月 20 日、平成 28 年 6 月 27 日 変更）

第 2 章 取引所株価指数証拠金取引の種類及び限日取引等

（取引所株価指数証拠金取引の種類及び金融指標）

第 3 条 取引所株価指数証拠金取引の対象とする金融指標は、次に掲げるものとする。

- (1) 東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄のうち、株式会社日本経済新聞社が選択した 225 の銘柄を対象とする、その指数採用株価（みなし額面を 50 円に換算して算出する株価をいう。）の合計を除数（株式分割や銘柄入替え等の理由で株価合計が変化する場合に、株価指数の連続性を保つための計算に用いる数値として株式会社日本経済新聞社が定める数値をいう。）により除して算出される株価指数（この株価指数を「日経平均株価」という。以下、日経平均株価を金融指標とする取引所株価指数証拠金取引を「日経 225 証

証拠金取引」という。)

- (2) ロンドン証券取引所に上場する株式銘柄のうち、FTSE International Limited が選択した 100 の銘柄について、浮動株を対象とした時価総額加重平均により算出される株価指数（当該株価指数を金融指標とする取引所株価指数証拠金取引を「FTSE100 証拠金取引」という。以下同じ。)
 - (3) フランクフルト証券取引所に上場する株式銘柄のうち、ドイツ証券取引所が選択した 30 の銘柄について、浮動株を対象とした時価総額加重平均により算出される株価指数(当該株価指数を金融指標とする取引所株価指数証拠金取引を「DAX[®]証拠金取引」という。以下同じ。)
 - (4) アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場に上場する株式銘柄のうち、S&P Dow Jones Indices LLC が選択した 30 の銘柄について、構成銘柄の株価加重平均により算出される株価指数（この株価指数を「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」という。以下、ダウ・ジョーンズ工業株価平均を金融指標とする取引所株価指数証拠金取引を「NY ダウ証拠金取引」という。)
- 2 前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の株価指数については、当該株価指数を構成する株式銘柄について発生する配当が株価指数に与える影響を加味しないものとして算出される株価指数とする。

(平成 22 年 11 月 1 日、平成 26 年 9 月 20 日、平成 28 年 6 月 27 日 変更)

(限日取引)

- 第 4 条 取引所株価指数証拠金取引は、一取引日の付合せ時間帯において成立し、又は一取引日の前取引日の付合せ時間帯終了時におけるロールオーバー（業務方法書第 90 条の 13 に規定するロールオーバーをいう。第 3 号において同じ。）により発生し、次に掲げる事由のいずれかにより消滅する限日取引とする。
- (1) 業務方法書第 90 条の 20 第 1 項第 1 号に規定する転売・買戻しの申告
 - (2) 業務方法書第 90 条の 20 第 1 項第 2 号に規定する転売・買戻し
 - (3) 建玉が発生した取引日の付合せ時間帯終了時におけるロールオーバー
- 2 前項第 1 号又は第 2 号の規定により消滅した建玉に係る決済期日は、建玉が消滅した取引日のプレオープン時間帯が属する暦日から起算して 2 銀行営業日後の暦日を原則とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本取引所は各限日取引の決済期日を臨時に定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨を株価指数証拠金取引参加者等に通知する。

第3章 取引所株価指数証拠金取引の取引所における付合せ

(取引所株価指数証拠金取引の付合せ時間帯等)

第5条 日経225証拠金取引に係るプレオープン時間帯及び付合せ時間帯は、次に掲げるところによる。ただし、外国金融商品市場（アメリカ合衆国に所在するものに限る。）が休場の場合又はその取引時間帯に変更が生じた場合は、本取引所が定めるところによる。

(1) プレオープン時間帯

イ 月曜日（月曜日が日経225証拠金取引の休業日であるときは順次繰り下げる。）

午前8時00分から午前8時30分までとする。

ロ 火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日

午前8時20分から午前8時30分までとする。

(2) 付合せ時間帯

午前8時30分から翌暦日の午前6時00分までとする。（アメリカ合衆国ニューヨーク州が夏時間適用時については、午前8時30分から翌暦日の午前5時00分までとする。）

2 FTSE100証拠金取引に係るプレオープン時間帯及び付合せ時間帯は、次に掲げるところによる。ただし、外国金融商品市場（連合王国に所在するものに限る。）の取引時間帯に変更が生じた場合は、本取引所が定めるところによる。

(1) プレオープン時間帯

午後4時50分から午後5時00分までとする。（ヨーロッパが夏時間適用時については、午後3時50分から午後4時00分までとする。）

(2) 付合せ時間帯

午後5時00分から翌暦日の午前6時00分までとする。（ヨーロッパが夏時間適用時については、午後4時00分から開始するものとし、アメリカ合衆国ニューヨーク州が夏時間適用時については、翌暦日の午前5時00分に終了するものとする。）

3 DAX[®]証拠金取引に係るプレオープン時間帯及び付合せ時間帯は、次に掲げるところによる。ただし、外国金融商品市場（ドイツ連邦共和国に所在するものに限る。）の取引時間帯に変更が生じた場合は、本取引所が定めるところによる。

(1) プレオープン時間帯

午後3時50分から午後4時00分までとする。（ヨーロッパが夏時間適用時については、午後2時50分から午後3時00分までとする。）

(2) 付合せ時間帯

午後4時00分から翌暦日の午前6時00分までとする。（ヨーロッパが夏時間適用時については、午後3時00分から開始するものとし、アメリカ合衆国ニューヨーク州が夏時間適用時については、翌暦日の午前5時00分に終了するものとする。）

4 NYダウ証拠金取引に係るプレオープン時間帯及び付合せ時間帯は、次に掲げるところによる。ただし、外国金融商品市場（アメリカ合衆国に所在するものに限る。）が休場の場合又はその取引時間帯に変更が生じた場合は、本取引所が定めるところによる。

(1) プレオープン時間帯

イ 月曜日

午前 8 時 00 分から午前 8 時 30 分までとする。

ロ 火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日

午前 8 時 20 分から午前 8 時 30 分までとする。

(2) 付合せ時間帯

午前 8 時 30 分から翌暦日の午前 6 時 00 分までとする。(アメリカ合衆国ニューヨーク州が夏時間適用時については、午前 8 時 30 分から翌暦日の午前 5 時 00 分までとする。)

- 5 前各項の規定にかかわらず、本取引所は、株価指数証拠金取引参加者等から、呼び値の取消しを本取引所が別に定めるところにより受け付けることができるものとする。
- 6 本取引所は、必要があると認めるときは、プレオープン時間帯及び付合せ時間帯を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を株価指数証拠金取引参加者等に通知する。

(平成 22 年 11 月 1 日、平成 23 年 3 月 7 日、平成 23 年 8 月 1 日、平成 26 年 9 月 20 日、平成 28 年 6 月 27 日 変更)

(休業日等)

第 6 条 日経 225 証拠金取引に係る休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 1 月 1 日
 - (4) 1 月 1 日が日曜日に当たるときは、1 月 2 日
- 2 FTSE100 証拠金取引及び DAX[®]証拠金取引に係る休業日は、次に掲げる暦日とする。
- (1) 土曜日 (その取引対象である株価指数を構成する株式銘柄が取引される外国金融商品市場の休場日でない日を含む。)
 - (2) 日曜日
 - (3) その取引対象である株価指数を構成する株式銘柄が取引される外国金融商品市場の休場日の日付と同一の日 (前 2 号に該当する日を除く。)
- 3 NY ダウ証拠金取引に係る休業日は、次に掲げる暦日とする。
- (1) 土曜日 (ダウ・ジョーンズ工業株価平均を原資産とする先物取引が上場される外国金融商品市場 (アメリカ合衆国に所在するものに限る。)) の休場日でない日を含む。)
 - (2) 日曜日
 - (3) ダウ・ジョーンズ工業株価平均を原資産とする先物取引が上場される外国金融商品市場 (アメリカ合衆国に所在するものに限る。)) の休場日の日付と同一の日 (前 2 号に該当する日を除く。)
- 4 本取引所は、必要があると認めるときは、取引所株価指数証拠金取引に係る臨時休業日を定めることができる。
- 5 休業日及び臨時休業日における取引所株価指数証拠金取引の付合せは行わない。ただし、当該休業日又は当該臨時休業日の前日が営業日であるときの第 5 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2

号及び第3項第2号の付合せ時間帯は除く。

(平成23年8月1日、平成28年6月27日 変更)

(営業日)

第7条 本取引所の取引所株価指数証拠金取引に係る金融商品市場の営業日は、前条に規定する休業日及び臨時休業日を除く日とする。

(取引日)

第8条 本取引所の取引所株価指数証拠金取引の取引日は、本取引所の一営業日に開始されるプレオープン時間帯の開始時からこれに続く付合せ時間帯の終了時までとする。

(臨時停止及び臨時挙行の通知)

第9条 本取引所は、臨時休業日又は取引所株価指数証拠金取引に係る付合せの臨時停止を定めたときは、あらかじめその旨を株価指数証拠金取引参加者等に通知し、付合せの臨時挙行を定めたときは、その2営業日前までに、その旨を株価指数証拠金取引参加者等に通知する。

第4章 マーケットメイカー

(マーケットメイカーの指定)

第10条 本取引所は、本取引所が別に定めるところにより、株価指数証拠金取引参加者等又は株価指数証拠金取引資格若しくは株価指数証拠金遠隔地取引資格の取得を申請する者の中からマーケットメイカーを募集し、応募のあった株価指数証拠金取引参加者等又は株価指数証拠金取引資格若しくは株価指数証拠金遠隔地取引資格の取得を申請する者の中から、本取引所が行う審査により適格と判断した者をマーケットメイカーとして指定するものとする。

2 マーケットメイカーの指定に関し必要な事項は、本取引所が別に定めるものとする。

(マーケットメイカーの義務等)

第11条 マーケットメイカーは、マーケットメイク呼び値を提示する義務を負う取引所株価指数証拠金取引について、マーケットメイク呼び値を、本取引所が別に定める指定時間帯において、本取引所が別に定めるところにより、為替株価指数取引・清算システム（取引参加者規程第15条第1項に規定する為替株価指数取引・清算システムをいう。以下同じ。）を通じて継続的に提示しなければならない。

2 マーケットメイカーは、自らが提示するマーケットメイク呼び値に対当する非マーケットメイク呼び値が為替株価指数取引・清算システムに入力されたときは、取引を行わなければならない。

3 マーケットメイカーは、第1項の規定により提示したマーケットメイク呼び値に係る数量

が前項の規定によりすべて約定したときは、すみやかに新たなマーケットメイク呼び値を提示しなければならない。

- 4 マーケットメイカーから、マーケットメイク呼び値を提示する義務を負う取引所株価指数証拠金取引の全部又は一部について、次の各号に掲げる事由によりマーケットメイク呼び値の提示を中断したい旨の申請があり、本取引所がこれを適当であると認めたときは、当該マーケットメイカーは、前3項の規定にかかわらず、当該マーケットメイク呼び値の提示を中断することができる。
 - (1) マーケットメイク呼び値の提示が法令に抵触するおそれのある場合
 - (2) 法令、外為法令、商品先物取引法令若しくはこれらに相当する外国の法令に基づいてする行政官庁の処分（市場デリバティブ取引等又は商品市場における取引に係るものに限る。）又は本取引所の定款、業務規程、受託契約準則、業務方法書その他諸規則に基づく処分を受け、本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引が停止又は制限された場合
 - (3) その他マーケットメイク呼び値の提示が投資家の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのある場合
- 5 本取引所は、マーケットメイカーにおいて前項各号に掲げる事由が存在すると認めた場合その他本取引所が必要と認めた場合には、当該マーケットメイカーからの申請によらずに、当該マーケットメイカーのマーケットメイク呼び値の提示を中断させることができる。
- 6 前2項の規定によりマーケットメイク呼び値の提示を中断したマーケットメイカーから、マーケットメイク呼び値の提示を再開したい旨の申請があり、本取引所がこれを適当であると認めたとき、又は本取引所がマーケットメイク呼び値の提示を中断させるべき事由が解消されたと認め、その旨を当該マーケットメイカーに通知したときは、当該マーケットメイカーは、遅滞なくマーケットメイク呼び値を提示しなければならない。
- 7 マーケットメイカーは、受任の趣旨に従い合理的かつ忠実にその義務を履行するものとし、マーケットメイカーの業務上の義務については、この規則に定めるもののほか、本取引所が別に定めるものとする。

（平成24年6月18日 変更）

（マーケットメイカーの禁止行為）

第12条 マーケットメイカーは、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) マーケットメイク呼び値の提示の遅延又は実勢から著しく乖離したマーケットメイク呼び値の提示
- (2) マーケットメイカーとしての業務を行う上で知り得た情報の漏洩及び当該情報を用いた不適切な取引
- (3) マーケットメイク呼び値を提示する義務を負う取引所株価指数証拠金取引について、非マーケットメイカーとして自己の計算により呼び値を行うこと。
- (4) 本取引所が必要と認める場合を除き、マーケットメイク呼び値を提示する義務を負う取

引所株価指数証拠金取引に係る受託業務を行うこと。

(マーケットメイカーに係る適切な体制整備)

- 第13条 マーケットメイカーであり、かつ、非マーケットメイカーとして受託業務を行う株価指数証拠金取引参加者等は、マーケットメイク呼び値を提示する義務を負う取引所株価指数証拠金取引に係る当該受託業務に関する情報管理について、本取引所が別に定めるところにより、当該情報に係る利益相反のおそれのある取引その他の不公正取引のおそれのある行為を防止するために必要かつ適切な体制を整備しなければならない。
- 2 マーケットメイカーは、マーケットメイクに際し、直前に行った注文の価格から著しく価格が乖離した注文を行わないよう、体制を整備しなければならない。
 - 3 前項に規定する価格の乖離水準については、本取引所が定めるところによる。

(マーケットメイカーとしての業務の停止措置及びマーケットメイカーとしての指定の取消等)

- 第14条 本取引所は、第11条第1項から第3項まで、第6項及び第7項に規定するマーケットメイカーとしての義務等を履行しないマーケットメイカー又は第12条各号に掲げる行為を行ったマーケットメイカーに対し、本取引所が別に定めるところにより、マーケットメイカーとしての業務の全部若しくは一部の一時停止措置又はマーケットメイカーとしての指定の取消しを行うことができる。
- 2 前項に定めるもののほか、本取引所は、本取引所の市場若しくは他の市場における市場デリバティブ取引等の状況又は国内若しくは海外の金融取引の状況等から本取引所が必要があると認めるときは、マーケットメイカーに対し、本取引所が別に定めるところにより、必要な措置を講ずることができる。

(マーケットメイカーとしての業務の停止措置及びマーケットメイカーとしての指定の取消しを行ったマーケットメイカーの取引所株価指数証拠金取引)

- 第15条 本取引所は、本取引所がマーケットメイカーとしての業務の停止措置を行ったとき、又はマーケットメイカーとしての指定を取り消したときは、当該マーケットメイカーのマーケットメイク呼び値により成立した取引所株価指数証拠金取引で未決済のものについて、他のマーケットメイカーへの引継ぎその他本取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

(マーケットメイカーの辞任)

- 第16条 マーケットメイカーは、本取引所が別に定めるところにより、マーケットメイカーを辞任することができる。

(マーケットメイカーを辞任するマーケットメイカーの取引所株価指数証拠金取引)

- 第17条 本取引所は、マーケットメイカーがマーケットメイカーを辞任するときは、当該マー

ケットメイカーのマーケットメイク呼び値により成立した取引所株価指数証拠金取引で未決済のものについて、他のマーケットメイカーへの引継ぎその他本取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

(マーケットメイカーの指定、指定の取消等又は辞任の公表)

第18条 本取引所は、第10条の規定によりマーケットメイカーを指定したとき、第14条の規定によりマーケットメイカーとしての業務の全部若しくは一部の一時停止措置又はマーケットメイカーとしての指定の取消しを行ったとき、及び第16条の規定によりマーケットメイカーが辞任したときは、その旨を株価指数証拠金取引参加者等に通知するものとする。

第5章 取引所株価指数証拠金取引の成立方法等

(マーケットメイク方式における呼び値の順位等)

第19条 本取引所の市場における取引所株価指数証拠金取引は、マーケットメイク方式を原則とする。

- 2 前項のマーケットメイク方式におけるマーケットメイク呼び値は、価格の限度を指定する呼び値（以下「指値呼び値」という。）とし、その順位は、低い価格のマーケットメイク売呼び値は高い価格のマーケットメイク売呼び値に優先し、高い価格のマーケットメイク買呼び値は低い価格のマーケットメイク買呼び値に優先し、同一価格のマーケットメイク呼び値は、マーケットメイク呼び値が行われた時間の先後により、先に行われたマーケットメイク呼び値は後に行われたマーケットメイク呼び値に優先する。
- 3 第1項のマーケットメイク方式における非マーケットメイク呼び値の順位は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 指値呼び値については、低い価格の売呼び値は高い価格の売呼び値に優先し、高い価格の買呼び値は低い価格の買呼び値に優先し、同一価格の呼び値は、呼び値が行われた時間の先後により、先に行われた呼び値は後に行われた呼び値に優先する。
 - (2) IC 成行呼び値（付合せ時間帯における、価格の限度の指定がなく、対当するマーケットメイク呼び値が存在しない場合は約定がないものとして直ちに取り消される呼び値をいう。以下同じ。）については、指値呼び値に対し価格において優先する。
 - (3) ロスカット呼び値（価格の限度の指定がなく、対当するマーケットメイク呼び値が存在しない場合であっても呼び値の効力が継続する呼び値をいう。以下同じ。）については、指値呼び値に対し価格において優先する。
- 4 IC 成行呼び値とロスカット呼び値に係る呼び値の順位については、呼び値の効力が生じた時の先後により、先に呼び値の効力が生じた呼び値は後に呼び値の効力が生じた呼び値に優先する。複数のIC成行呼び値に係る呼び値の順位及び複数のロスカット呼び値に係る呼び値の順位についても、同様とする。

(トリガー呼び値)

第 20 条 株価指数証拠金取引参加者等は、次に掲げる、条件の成就によって効力が生じる呼び値（以下「トリガー呼び値」という。）を行うことができる。ただし、マーケットメイク呼び値としてトリガー呼び値を行うことはできない。

- (1) 株価指数証拠金取引参加者等があらかじめ指定する価格（以下「トリガー価格」という。）若しくはこれを下回る価格で取引が成立すること、又は最も優先するマーケットメイク売呼び値が付合せ時間帯においてトリガー価格若しくはこれを下回る価格で行われることを条件とする売呼び値（次項において「トリガー売呼び値」という。）
- (2) トリガー価格若しくはこれを上回る価格で取引が成立すること、又は最も優先するマーケットメイク買呼び値が付合せ時間帯においてトリガー価格若しくはこれを上回る価格で行われることを条件とする買呼び値（次項において「トリガー買呼び値」という。）

2 トリガー呼び値の種類は次に掲げるものとする。

(1) トリガー指値呼び値

イ トリガー指値売呼び値（トリガー売呼び値のうち、価格の限度を指定し、対応するマーケットメイク買呼び値が存在しない場合は呼び値の効力が継続する売呼び値をいう。）

ロ トリガー指値買呼び値（トリガー買呼び値のうち、価格の限度を指定し、対応するマーケットメイク売呼び値が存在しない場合は呼び値の効力が継続する買呼び値をいう。）

(2) トリガー成行呼び値

イ トリガー成行売呼び値（トリガー売呼び値のうち、価格の限度を指定せず、対応するマーケットメイク買呼び値が存在しない場合は呼び値の効力が継続する売呼び値をいう。）

ロ トリガー成行買呼び値（トリガー買呼び値のうち、価格の限度を指定せず、対応するマーケットメイク売呼び値が存在しない場合は呼び値の効力が継続する買呼び値をいう。）

(トリガー呼び値の順位)

第 21 条 効力が生じたトリガー指値呼び値と他の呼び値との優劣は、次に掲げるところによる。

- (1) 指値呼び値及び効力が生じた他のトリガー指値呼び値に対しては、第 19 条第 3 項第 1 号の規定を準用して優劣を決定する。この場合において、同一価格のトリガー指値呼び値と指値呼び値との間では、トリガー指値呼び値の効力が生じた時と指値呼び値が行われた時の先後により優劣を決定する。
- (2) IC 成行呼び値、ロスカット呼び値及び効力が生じたトリガー成行呼び値に対しては、価格において劣後する。
- (3) 同一価格の複数のトリガー指値呼び値について同時に効力が生じた場合は、本取引所がトリガー呼び値を受け付けた時の先後により、先に受け付けた呼び値は後に受け付けた呼び値に優先する。

- (4) 同一価格の複数のトリガー指値呼び値について異なる時に効力が生じた場合は、効力が生じた時の先後により、先に効力が生じた呼び値は後に効力が生じた呼び値に優先する。
- 2 効力が生じたトリガー成行呼び値と他の呼び値との優劣は、次に掲げるところによる。
 - (1) 指値呼び値及び効力が生じたトリガー指値呼び値に対しては、価格において優先する。
 - (2) IC 成行呼び値及びロスカット呼び値に対しては、呼び値の効力が生じた時の先後により、先に効力が生じた呼び値は後に効力が生じた呼び値に優先する。
 - (3) 複数のトリガー成行呼び値について同時に効力が生じた場合は、本取引所がトリガー呼び値を受け付けた時の先後により、先に受け付けた呼び値は後に受け付けた呼び値に優先する。
 - (4) 複数のトリガー成行呼び値について異なる時に効力が生じた場合は、効力が生じた時の先後により、先に効力が生じた呼び値は後に効力が生じた呼び値に優先する。

(マーケットメイク方式における個別競争取引)

第 22 条 第 19 条第 1 項のマーケットメイク方式を原則とする取引所株価指数証拠金取引は、マーケットメイク呼び値及び非マーケットメイク呼び値それぞれの個別競争取引により成立するものとする。

- 2 マーケットメイク売呼び値と非マーケットメイク買呼び値の間において、最も優先するマーケットメイク売呼び値と最も優先する非マーケットメイク買呼び値とが合致するときは、当該マーケットメイク売呼び値及び当該非マーケットメイク買呼び値のなされた時間の先後にかかわらず、当該マーケットメイク売呼び値の価格を約定価格とし、対当するマーケットメイク売呼び値と非マーケットメイク買呼び値との間で取引所株価指数証拠金取引が成立するものとする。
- 3 マーケットメイク買呼び値と非マーケットメイク売呼び値の間において、最も優先するマーケットメイク買呼び値と最も優先する非マーケットメイク売呼び値とが合致するときは、当該マーケットメイク買呼び値及び当該非マーケットメイク売呼び値のなされた時間の先後にかかわらず、当該マーケットメイク買呼び値の価格を約定価格とし、対当するマーケットメイク買呼び値と非マーケットメイク売呼び値との間で取引所株価指数証拠金取引が成立するものとする。

(呼び値)

第 23 条 株価指数証拠金取引参加者等は、マーケットメイク方式により取引所株価指数証拠金取引を成立させようとするときは、参加者端末装置（取引参加者規程第 48 条第 1 項に規定する参加者端末装置をいう。以下同じ。）により呼び値をなすものとする。この場合において、当該呼び値が自己の計算に基づくものか、株価指数証拠金取引顧客の委託に基づくものかの別を本取引所に対して明らかにするものとする。

- 2 前項の呼び値は、取引所株価指数証拠金取引を成立させるため、参加者端末装置から為替株価指数取引・清算システムに入力するものとする。

- 3 取引所株価指数証拠金取引の呼び値の表示の方法は、取引所株価指数証拠金取引の種類ごとに次に定めるものとする。
 - (1) 日経 225 証拠金取引 1 円
 - (2) FTSE100 証拠金取引 1 ポイント
 - (3) DAX[®]証拠金取引 1 ポイント
 - (4) NY ダウ証拠金取引 1 ポイント
- 4 取引所株価指数証拠金取引の呼び値の最小変動幅は、取引所株価指数証拠金取引の種類ごとに次に定めるものとする。
 - (1) 日経 225 証拠金取引 1 円
 - (2) FTSE100 証拠金取引 1 ポイント
 - (3) DAX[®]証拠金取引 1 ポイント
 - (4) NY ダウ証拠金取引 1 ポイント
- 5 取引所株価指数証拠金取引の呼び値は、値幅の限度を本取引所が定めたときは、その限度を超えて行うことができない。
- 6 取引所株価指数証拠金取引の呼び値は、本取引所が別に定める呼び値に係る数量の限度を超えて行うことができない。ただし、マーケットメイク呼び値についてはこの限りでない。
- 7 本取引所は、次の各号に掲げる場合には、取引所株価指数証拠金取引の呼び値の受付を拒絶することができる。
 - (1) 呼び値の価格が、本取引所が定める基準価格から本取引所が定める一定の値幅を超える価格である場合
 - (2) 公正な市場の維持又は取引参加者規程第 15 条第 1 項に定める取引所システムの安定的な稼働の確保に必要な場合その他本取引所が必要であると認める場合
 - (3) トリガー呼び値のトリガー価格が、本取引所が都度定める基準価格から本取引所が定める一定の値幅を超える場合
 - (4) トリガー指値呼び値の価格が、トリガー価格から本取引所が定める一定の値幅を超える場合
- 8 株価指数証拠金取引参加者等は、呼び値を行うに当たり、成立させようとする取引所株価指数証拠金取引について新規又は決済の別を明らかにすることを要しない。
- 9 この規則に定めるもののほか、マーケットメイク方式による取引所株価指数証拠金取引の呼び値に関し必要な事項については、本取引所が別に定めるところによるものとする。

(平成 22 年 11 月 1 日、平成 26 年 9 月 20 日、平成 28 年 6 月 27 日 変更)

(取引単位)

- 第 24 条 取引所株価指数証拠金取引の取引単位は、取引所株価指数証拠金取引の種類ごとに次に定めるものとする。
- (1) 日経 225 証拠金取引 取引の対象とする株価指数に 100 円を乗じて得た額

- (2) FTSE100 証拠金取引 取引の対象とする株価指数に 100 円を乗じて得た額
- (3) DAX[®]証拠金取引 取引の対象とする株価指数に 100 円を乗じて得た額
- (4) NY ダウ証拠金取引 取引の対象とする株価指数に 100 円を乗じて得た額

(平成 22 年 11 月 1 日、平成 26 年 9 月 20 日、平成 28 年 6 月 27 日 変更)

(約定価格の揭示)

第 25 条 本取引所は、取引所株価指数証拠金取引が成立したとき（業務規程第 19 条の規定により成立したときを除く。）は、当該取引所株価指数証拠金取引に係る約定価格を本取引所の市場に掲示する。

(呼び値に係る入力内容の通知等)

第 26 条 本取引所は、第 23 条第 2 項の呼び値に係る入力になされたときは、直ちに当該呼び値をなした株価指数証拠金取引参加者等に対して、為替株価指数取引・清算システムに入力された内容（以下「入力内容」という。）を通知するものとする。ただし、マーケットメイク呼び値に係る入力内容についてはこの限りでない。

- 2 株価指数証拠金取引参加者等は、前項により通知された入力内容について、すみやかに確認するものとする。
- 3 第 1 項に定める入力内容の訂正については、本取引所が別に定めるところによるものとする

(呼び値の付合せ)

第 27 条 マーケットメイク売呼び値と非マーケットメイク買呼び値とが第 22 条に規定する取引所株価指数証拠金取引の成立の条件に合致するとき又はマーケットメイク買呼び値と非マーケットメイク売呼び値とが同条に規定する取引所株価指数証拠金取引の成立の条件に合致するときは、マーケットメイク呼び値及び非マーケットメイク呼び値それぞれの順位に従って為替株価指数取引・清算システムにより付合せを行う。

(取引所株価指数証拠金取引の成立内容の通知)

第 28 条 本取引所は、取引所株価指数証拠金取引が成立したときは、直ちに、当該取引所株価指数証拠金取引を成立させるために呼び値をなした株価指数証拠金取引参加者等に対して、当該取引所株価指数証拠金取引の内容を通知するものとする。

- 2 株価指数証拠金取引参加者等は、前項により通知された取引内容について、すみやかに確認するものとする。

(建玉整理制度)

第 28 条の 2 建玉整理制度とは、取引所株価指数証拠金取引の種類ごとに、本取引所が定める取引日（以下「建玉整理判定取引日」という。）の付合せ時間帯終了時にマーケットメイク呼び値を提示する義務に基づき成立させた売建玉（以下「MM売建玉」という。）を有するマー

ケットメイカーと、同義務に基づき成立させた買建玉（以下「MM買建玉」という。）を有するマーケットメイカーがそれぞれ 1 人以上存在するときに、当該マーケットメイカー間で、建玉整理判定取引日以降の本取引所が別に定める取引日に当該MM売建玉を有するマーケットメイカーによるMM売建玉を減じるための当該取引所株価指数証拠金取引に係る買呼び値と、当該MM買建玉を有するマーケットメイカーによるMM買建玉を減じるための当該取引所株価指数証拠金取引に係る売呼び値がそれぞれ自動的に行われ、当該買呼び値と当該売呼び値との間に、本取引所が定める約定価格により、取引所株価指数証拠金取引が成立する制度をいう。

- 2 前項の建玉整理制度により成立する取引所株価指数証拠金取引の数量は、マーケットメイカーごとに本取引所が別に定める数量とする。
- 3 本取引所は、建玉整理制度により取引所株価指数証拠金取引が成立したときは、本取引所が定めるところにより、その約定価格及び取引数量について、当該取引を行ったマーケットメイカーに通知する。

（平成 23 年 12 月 1 日 追加）

第 6 章 転売又は買戻し

（転売又は買戻し）

第 29 条 取引所株価指数証拠金取引に係る転売又は買戻しについて必要な事項は、業務方法書第 13 章の 2 に規定するところによる。

第 7 章 株価指数清算価格等

（株価指数清算価格等）

第 30 条 株価指数清算価格及び取引所株価指数証拠金取引に関する金銭の授受等に関し必要な事項については、業務方法書第 13 章の 2 に規定するところによる。

第8章 雑則

(取引当事者の表示)

第31条 取引所株価指数証拠金取引の当事者の表示は、株価指数証拠金取引参加者等の商号又は略称をもって行う。

2 株価指数証拠金取引参加者等の略称は、本取引所がこれを定める。

(取引所株価指数証拠金取引に関する通知の送付等)

第32条 株価指数証拠金取引参加者等は、取引所株価指数証拠金取引に係る未決済勘定がある株価指数証拠金取引顧客に対して、当該取引所株価指数証拠金取引に関する通知書を毎月送付するものとする。ただし、株価指数証拠金取引顧客が金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は登録金融機関である場合は、この限りでない。

2 前項に規定する通知書には次の各号に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 取引所株価指数証拠金取引の種類
- (2) 取引日
- (3) 付合せ時刻
- (4) 売付取引又は買付取引の別
- (5) 取引数量
- (6) 約定価格

3 株価指数証拠金取引参加者等は、第1項の規定による通知書の送付に代えて、当該株価指数証拠金取引顧客の承認を得て、当該通知書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、本取引所が別に定めるものにより提供することができる。この場合において、当該株価指数証拠金取引参加者等は、当該通知書を送付したものとみなす。

(顧客の委託に基づく取引所株価指数証拠金取引についての記録等の保存)

第33条 株価指数証拠金取引参加者等は、株価指数証拠金取引顧客の委託に基づく取引所株価指数証拠金取引については、本取引所が別に定める記録等を保存しなければならない。

(総取引高及び成立した対価の額等の通知等の方法)

第34条 本取引所は、法第130条に基づいて別表第1に定める事項について株価指数証拠金取引参加者等への通知及び公表を行う場合は、取引日ごとに電子情報媒体を通じて行う。ただし、当該電子情報媒体の稼働に支障が生じたときその他本取引所がこれにより行うことが難しいと認めるときは、書面により行うものとする。

2 本取引所は、前項の規定による通知に代えて、当該通知に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、本取引所が別に定めるものにより、提供することができる。この場合において、本取引所は当該通知内容を通知したものとみなす。

(2019年11月1日 変更)

(内閣総理大臣への報告)

第35条 業務規程第81条の2の規定にかかわらず、本取引所は、法第131条に基づく本取引所の取引所株価指数証拠金取引市場における相場等の内閣総理大臣への報告は、別表第1に従い電子情報媒体により行う。ただし、当該電子情報媒体の稼働に支障が生じたときその他本取引所が電子情報媒体により報告を行うことが難しいと認めたときは、書面により行うものとする。

(2019年11月1日 変更)

(上場廃止等に関する通知)

第36条 本取引所が取引所株価指数証拠金取引の上場の廃止又は休止（以下「上場廃止等」という。）を行う場合は、あらかじめ株価指数証拠金取引参加者等に対し上場廃止等を行う日及び上場廃止等を行う前の最終の取引日（以下「株価指数取引最終日」という。）を通知するものとする。

(平成25年8月5日 追加)

(上場廃止等に伴う未決済取引の整理)

第37条 本取引所が取引所株価指数証拠金取引の上場廃止等を行う場合にあつて、株価指数取引最終日の付合せ時間帯終了時に当該取引所株価指数証拠金取引に係る未決済取引があるときは、本取引所は株価指数証拠金取引参加者等に対し、当該未決済取引を決済するために本取引所が必要と認める措置を行わせることができる。

2 前項の措置により未決済取引を決済する価格は、取引所株価指数証拠金取引の種類ごとに、別表第2に定める算式により、本取引所が算出する。

(平成25年8月5日、2019年11月1日 変更)

附則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 23 年 3 月 7 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 24 年 6 月 18 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 25 年 8 月 5 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 26 年 9 月 20 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 28 年 6 月 27 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 29 年 6 月 9 日から施行する。

附則

この変更規則は、2019 年 11 月 1 日から施行する。

別表第1 通知、公表及び報告事項（第34条、第35条関係）

日経225証拠金取引、FTSE100証拠金取引、DAX[®]証拠金取引及びNYダウ証拠金取引
(業務規程第19条の規定により成立したものを除く。)

取引日ごとに報告するもの

最高、最低、最初及び最終の約定価格、取引数量、株価指数清算価格、建玉数量、
金利相当額及び配当相当額

毎月一度報告するもの

株価指数証拠金取引参加者別の、売付け又は買付け別の取引数量、建玉残高、金
額、一日平均取引高

(平成22年11月1日、平成26年9月20日、平成28年6月27日、2019年11月1日 変更)

別表第2 上場廃止等に伴い未決済取引を決済する価格の算出方法（第37条関連）

取引所株価指数証拠金取引の種類	算式	備考
日経225証拠金取引	(未決済取引を決済する価格) = $S_1 \times 0.99996$	(左記係数) = $1 +$ (2019年5月10日付取引日から同年5月23日付取引日までの平均乖離率 (0.322%)) $-$ (2019年5月27日付取引日から同年6月7日付取引日までの平均乖離率 (0.326%))
DAX [®] 証拠金取引	(未決済取引を決済する価格) = $S_2 \times 0.99979$	(左記係数) = $1 +$ (2019年5月10日付取引日から同年5月23日付取引日までの平均乖離率 (-0.156%)) $-$ (2019年5月27日付取引日から同年6月7日付取引日までの平均乖離率 (-0.135%))
FTSE100証拠金取引	(未決済取引を決済する価格) = $S_3 \times 1.00233$	(左記係数) = $1 +$ (2019年5月10日付取引日から同年5月23日付取引日までの平均乖離率 (1.989%)) $-$ (2019年5月27日付取引日から同年6月10日付取引日までの平均乖離率 (1.756%))
NYダウ証拠金取引	(未決済取引を決済する価格) = $S_4 \times 1.00088$	(左記係数) = $1 +$ (2019年5月10日付取引日から同年5月23日付取引日までの平均乖離率 (-0.018%)) $-$ (2019年5月27日付取引日から同年6月10日付取引日までの平均乖離率 (-0.106%))

(注) 1 算式による計算の結果は、小数点以下第1位を四捨五入する。

2 算式中の S_1 、 S_2 、 S_3 及び S_4 の意味はそれぞれ次のとおりとする。

S_1 : 日経225証拠金取引に関する株価指数取引最終日以降の最初の日経平均株価を原資産とする先物取引（株式会社大阪取引所が開設する取引所金融商品市場（法第2条第17号に規定する取引所金融商品市場をいう。）に上場されるものに限る。）の最終決済に係る価格として、同社がその業務規程の定めるところにより算出した特別清算数値

S_2 : DAX[®]証拠金取引に関する株価指数取引最終日以降の最初のDAX[®]を原資産とする先物（Eurex Exchangeが開設する外国金融商品市場に上場されるものに限る。）の最終決済に係る価格として、Deutsche Borse AGが算出した数値

S_3 : FTSE100証拠金取引に関する株価指数取引最終日以降の最初のFTSE100を原資産とする先物（ICE Futures Europeが開設する外国金融商品市場に上場されるものに限る。）の最終決済に係る価格として、FTSE International Limitedが算出した数値

S_4 : NYダウ証拠金取引に係る株価指数取引最終日以降の最初のNYダウを原資産とする先物（The Board of Trade of the City of Chicago, Inc.が開設する外国金融商品市場に上場されるものに限る。）の決済に係る価格として、S&P Dow Jones Indices LLCが算出した数値

3 備考中の平均乖離率とは、取引所株価指数証拠金取引の種類ごとに、マーケットメイク呼び値と当該取引所株価指数証拠金取引に係る金融指標である株価指数の価格の差を当該株価指数の価格で除した数値の平均値をいう。

(2019年11月1日 追加)